新潟水俣病の教訓を伝えるために



どのような取組が行われているのでしょうか？

被害者の取組



新潟水俣病被害者の中には、「こんな苦しみは自分たちだけでたくさんだ。子や孫に同じ苦しみを味わわせてはならない」という思いから、水俣病の体験を語ったり、新潟水俣環境賞を設置するなど、公害の未然防止とより良い環境づくりに取り組んでいます。

語り部による伝承

環境に対する意識や人権への理解を深めてもらうため、新潟水俣病被害者としての自身の経験を後世に語り継ぐ「語り部」活動を行っています。語り部のお話は、新潟県立環境と人間のふれあい館で聞くことができます。

新潟水俣環境賞 作文コンクール

次代を担う子どもたちが環境問題に関心をもち、理解して行動することが大切です。

水俣病のような悲劇がこれ以上繰り返されないよう、「身の回りの環境や新潟水俣病」をテーマに、小・中学生を対象にした作文コンクールを実施しています。

※2025年3月現在、新潟水俣病被害者の会及び新潟水俣病阿賀野患者会の会員が取り組んでいます。

行政の取組



新潟水俣病に対する偏見は、いまだ一部の地域の人々に根強く残っており、症状からくる苦しみに加え、精神的苦痛を抱えている方がいます。

そうした偏見や中傷を解消し、地域の再生融和を図ることで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、新潟県は「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、患者さんの福祉の増進、新潟水俣病への理解を深め、経験や教訓を伝える教育・啓発の推進など、様々な施策を進めています。(2009年施行)

条例では、阿賀野川の汚染された魚を食べたことにより一定の症状が出た方を「新潟水俣病患者」としています。したがって、法による認定患者も水俣病総合対策の手帳を持っている方も「新潟水俣病患者」です。「ニセ患者」などの誤解や偏見を生む考えをなくすよう県民一人ひとりの理解を深めていきたいと考えています。

「新潟水俣病地域福祉推進条例」の概要

保健福祉施策	患者さんへの療養や健康管理等に係る負担軽減のための福祉手当や、関係市町と連携して相談窓口や保健師訪問などの支援を行っています。
教育・啓発の推進	環境と人間のふれあい館を情報発信拠点として、研修会・講演会を行うなど、水俣病学習の促進を図っています。
地域社会の再生・融和の促進	阿賀野川流域で、環境資源等を活用したイベントや情報発信を通じ、市民と患者さんとが協働した地域の再生への取組を促進しています。

(「誰もが安心して暮らせるために」新潟水俣病地域福祉推進条例リーフレット)より引用、一部改編)

「新潟県立環境と人間のふれあい館」とは



新潟県は、水俣病の教訓を生かす事業に取り組むため、被害者等の要望を踏まえ、新潟市北区に「新潟県立環境と人間のふれあい館　-新潟水俣病資料館-」を開館しました。(2001年8月)

同館では、新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝えるための教育、普及啓発等の取組を行っています。